

広報広聴課長 様

宇摩圏域災害医療対策会議
事務局（担当課長：四国中央保健所企画課長）

審議会・検討会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	宇摩圏域災害医療対策会議	
事務局（担当課）	東予地方局健康福祉環境部四国中央保健所企画課 企画・医療対策グループ (担当) 担当係長 塩見 隆 (内線) 103	
設置根拠	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等 (名称) 宇摩圏域災害医療対策会議設置要綱	
設置年月日	平成 24 年 11 月 22 日	
審議会・検討会等の内容	宇摩圏域における災害医療の課題と対策を予め検討するとともに、災害時に域内の医療を確保する。	
公開・非公開決定（予定）日 (決定した会議開催日等)	令和 8 年 2 月 9 日	
公開・非公開の別 (決定の内容)	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 全部公開 <input checked="" type="checkbox"/> 部分公開 <input type="checkbox"/> 非公開	
公開・非公開に係る法令等の規定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (名称)	
公開できない審議、意見聴取等の内容	非公開とする具体的理由	非公開規定
●宇摩圏域における災害拠点病院について	災害拠点病院の複数化について地元同意を得るため協議するものであるが、最終的に指定は本庁医療対策課で行われるものであり、検討に関する情報であって、公表すると不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、愛媛県情報公開条例（以下「条例」という）第 7 条第 2 項第 5 号に該当する。	“(1) - 5”
●その他	一般に公開していない委員を含む連絡担当者個人の電話番号、メールアドレス等に言及する。そのため、条例第 7 条第 2 項第 1 号に該当する。	“(1) - 1”
摘要	新たな決定	
報告日	令和 8 年 2 月 13 日	

注 1 会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。(会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告してください。)

2 「公開・非公開の別（決定の内容）」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。

- 3 「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。
また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の4（公開基準）の(1)の情報公開条例第7条例第2項第1号に該当する場合は、“(1)－1”と記入してください。
- 4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。